

## 注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026000025
  
- 2 件 名 救急外来クラーク派遣委託業務
  
- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
  
- 4 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  
- 5 別 添 書 類
  - (1) 仕様書
  - (2) 参考明細書
  
- 6 担 当 課 臨床支援センター臨床支援室

# 仕 様 書

- 1 件名 救急外来クランク派遣委託業務
- 2 契約形態 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第26条第1項に定める労働者派遣契約
- 3 履行期間 令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで
- 4 期限の制限に抵触する最初の日 令和9年4月1日
- 5 派遣労働者が従事する内容
  - (1) 救急外来の救急対応業務に係る書類，CD等の受取，確認及び連絡等業務
  - (2) 救急対応業務に係る書類等のスキャン・コピー業務
    - ア 入院，検査等の同意書のスキャン・コピー業務
    - イ 紹介状のスキャン・コピー業務
    - ウ 他医療機関からのCD，レントゲンフィルム等のデータ取込み及びスキャン業務
    - エ その他救急対応業務に係る書類等のスキャン・コピー業務
  - (3) FAX受領，振り分け及び診療情報提供書等のFAX送信業務
  - (4) 救急伝票の記載業務
  - (5) オーダー，実施及び予約等に係る入力代行業務
  - (6) 救急管理日誌の作成業務
  - (7) 救急統計資料の作成業務
  - (8) オンコール待機医師への患者診療データ送信業務
  - (9) 診察時に撮影したデジカメ画像のデータ取込み業務
  - (10) 電子カルテへの紹介情報入力業務
  - (11) 電話対応・連絡業務
    - ア 受診希望者への電話対応
    - イ 症状照会患者への電話対応

ウ 医療機関からの受診希望に対する医師・看護師への電話取次ぎ

(12) 入院時の患者及び家族等への書類説明業務

(13) 入院する病棟への家族等案内業務

(14) 患者及び家族等の院内案内業務

(15) 派遣労働者が業務をする机上の清掃，整頓業務

(16) 医師，看護師等からの指示に基づく物品請求，搬送業務

(17) 大崎市民病院救命救急センター症例台帳登録業務（令和6年4月1日以降に大崎市民病院救命救急センターを受診した患者に係るもの。当該台帳様式については別紙1のとおり）及びこのことに付随する業務（以下，症例台帳登録業務という。）

(18) その他医師，看護師等からの指示に基づく事務補助的業務

6 派遣労働者が労働派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

(1) 派遣受入事業所

ア 名称 大崎市病院事業（以下「発注者」という。）

イ 所在地 〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

(2) 組織単位

ア 名称 臨床支援センター臨床支援室

イ 組織の長の職名 臨床支援室長

(3) 就業場所 大崎市民病院救命救急センター

TEL (0229) 23-3311 (代表)

7 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために，就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

(1) 派遣受入れ側の責任者及び指揮命令者

ア 責任者

(ア) 役職 大崎市民病院臨床支援センター臨床支援室長

(イ) 氏名 平澤 隆

(ウ) 連絡先 (0229) 23-3311 (代表)

イ 指揮命令者

(ア) 役職 大崎市民病院臨床支援センター臨床支援室長補佐兼臨床支援係長(診療支援担当)

(イ) 氏名 鈴木 一司

(ウ) 連絡先電話番号 (0229) 23-3311 (代表)

ウ 上記の責任者、指揮命令者が変更となった場合は、当該業務を主管する組織(課又は室)の長及び業務担当者をそれぞれに充てることとする。

(2) 派遣元(以下「受注者」という。)の責任者

落札後別途協議の上、定める。

ア 役職

イ 氏名

ウ 連絡先電話番号

8 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

(1) 派遣期間 令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで

(2) 派遣就業をする日 大崎市の休日を定める条例(平成18年大崎市条例第2号)に定める日(以下、祝休日という。)を含む派遣期間におけるすべての日。ただし、症例台帳登録業務については、祝休日を除く月曜日、水曜日、金曜日とする。

(3) 配置時間数及び人員体制 1

配置時間		人数	総日数	総時間数
月曜日～金曜日	午前 8 時～午後 5 時	1 人	261 日	7,307 時間
	午後 5 時～午後 12 時	1 人		
	午後 5 時～翌日午前 8 時	1 人		
	午前 0 時～午前 8 時	1 人		
土曜日及び第 1, 3, 5 週の日曜日	午前 8 時～午後 5 時	2 人	80 日	2,880 時間
	午後 5 時～午後 12 時	1 人		
	午後 5 時～翌日午前 8 時	1 人		
第 2, 4 週の日曜日	午前 8 時～午後 5 時	2 人	24 日	720 時間
	午後 5 時～翌日午前 8 時	1 人		
症例台帳登録業務 (祝休日を除く月曜日, 水曜日, 金曜日)	午前 10 時～午後 5 時	1 人	145 日	870 時間

(4) 配置時間数及び人員体制 2 (通常勤務・深夜勤務別)

別紙 2 のとおり

9 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

(1) 勤務時間等

ア 勤務時間

(ア) 午前 8 時～午後 5 時

(イ) 午後 5 時～午後 12 時

(ウ) 午後 5 時～翌日午前 8 時

(エ) 午前 0 時～午前 8 時

(オ) 午前 10 時～午後 5 時

イ 労働時間 1 か月単位の変形労働時間制

ウ 休日 各スタッフ 4 週 6 休以上

(2) 休憩時間 休憩時間は、各勤務時間において、次のとおりそれぞれ割り当ててものとする。業務の状況等により、割り当てた時間に休憩の取得が困難な場合は、各勤務時間内に休憩時間に近い時間帯で取得させるものとする。

ア 正午～午後1時（60分）

イ 午後8時～午後9時（60分）

ウ 午後10時～午後11時（60分）

(3) 時間外勤務及び休日勤務

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）第37条第1項に規定される労働時間を延長した場合における勤務（以下「時間外勤務」という。）

あり（発注者の指示による。ただし、1人あたり1日4時間、月45時間、年間360時間を限度とする。）。

イ 労働基準法第37条第4項に規定される時間における勤務（以下「深夜勤務」という。）

あり（発注者の指示による。）。

ウ 労働基準法第37条第1項に規定される休日における勤務（以下「休日勤務」という。）

あり（発注者の指示による。ただし、法定休日は月1日を限度とする。）。

## 10 安全及び衛生に関する事項

(1) 受注者は、派遣労働者に対し受注者の負担において定期健康診断・インフルエンザ予防接種を実施するものとする。

(2) 発注者は、労働安全衛生法の趣旨に沿って安全・衛生・採光・空調等に留意し、快適な勤務環境を提供するものとする。

(3) 発注者及び受注者は、派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、就業派遣中の安全及び衛生については、発注者の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。

## 11 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する

## 事項

(1) 発注者は、派遣労働者からの苦情の申出に対し、受注者と協力して当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。

受注者は、派遣労働者に対し派遣前に本仕様書及び従事業務内容について十分な説明を行うものとし、派遣後に発生した本仕様書及び従事業務内容についての苦情その他のトラブルについては、受注者が責任を持って対応するものとする。

ア 派遣先の苦情の申し出先

(ア) 役職 大崎市民病院臨床支援センター臨床支援室長

(イ) 氏名 平澤 隆

(ウ) 連絡先電話番号 (0229) 23-3311 (代表)

イ 受注者の苦情の申し出先 落札後別途協議の上、定める。

(ア) 役職

(イ) 氏名

(ウ) 連絡先電話番号

(2) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の外は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつその解決を図ることとする。

1.2 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

発注者に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申入れを行うものとする。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、発注者及び受注者が協議の上、就業を斡旋する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

### (3) 損害賠償等に係る適切な措置

発注者は、発注者の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。

なお、賠償の詳細については落札後別途協議の上、定める。

### (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

発注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにしなければならない。

## 1.3 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

(1) 発注者は当該労働者派遣契約の契約期間において、受注者に雇用されている派遣労働者を雇用することは出来ないこととする。

(2) 発注者が当該労働者派遣契約終了後に当該派遣労働者を雇用しようとするときは、契約期間終了の2か月前までに予め受注者にその旨を文書にて通知する。

(3) 受注者は、上記により発注者から通知を受けた場合、当該派遣労働者の希望を最優先に対処しなければならない。但し、発注者における雇用条件の提示、雇用申込の受託の可否の通知等は、発注者及び当該派遣労働者間で行うものとする。

## 1.4 派遣対象となる派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

### (1) 派遣労働者を労使協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

労使協定対象派遣労働者に限定する。

### (2) 責任の程度

ア 役職名 なし

イ 付与される権限 なし

ウ 緊急トラブル及びクレーム対応 なし

### (3) 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練

院内全体及び当該部署内で実施する研修会

(4) 派遣労働者が利用できる福利厚生施設等

ア 休憩室 利用可

イ 更衣室 利用可

ウ その他 ロッカー貸与可

エ 職員駐車場 利用可（ただし自宅から勤務地まで片道2 km 以上の場合に限る）

1.5 資格要件等

(1) 当該契約に関し、派遣元会社は次の要件を厳守すること

ア 事前に派遣労働者に対し、医療関連法規及び個人情報保護に関する職場内研修を実施すること。

イ 医療事務の業務内容に即した研修を行える体制を有し、定期的に研修を実施していること。

ウ 業務内容等を勘案し、能力、適正等がある者を派遣することができる体制を履行期間において有すること。

エ 派遣労働者が休暇等で勤務ができない場合、代替労働者の派遣を実施できること。

オ 宮城県内に本社又は営業所を有し、不測の事態に対応する体制を有していること。

カ 契約の解除または契約期間満了後に、発注者が他の業者と契約を締結することとなった場合、本業務に支障なく本仕様のとおり遂行するため他の業者と十分な引継期間（契約満了前）を設け業務引継ぎを行うこと。

1.6 一般的遵守事項

(1) 受注者は、派遣労働者に対し、次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

ア 大崎市が定める条例等に則り、業務を適正に執行すること。

イ 個人情報の取り扱いについては、特に厳格な配慮が求められる業務であることを鑑み、大崎市個人情報保護法施行条例（令和4年大崎市条例第34号）、大崎市個人情報保護法施行細則（令和5年大崎市規則第15号）、大崎市病院事業個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年大崎市病院管理規程第11号）等関連法規の規定を遵守すること。

- ウ 発注者が所有するコンピュータ等情報端末等の使用にあたっては、大崎市情報セキュリティ基本方針（令和3年大崎市訓令甲第13号）を遵守し、責任者又は指揮命令者の指示によらない持ち出し又は破損若しくは汚損することのないよう業務を遂行すること。
- エ 発注者が所有及び運用する大崎市病院事業総合運営システムの利用については、大崎市病院事業総合運営システム運用管理規程（平成23年大崎市病院管理規程第8号）及び総合運営システム運用管理マニュアルの規定を遵守すること。
- オ 発注者が所有及び運用する大崎市病院事業総合運営システムにおける代行入力については、本号エに掲げる規程等とともに、市民病院における医療クランクへの医師による代行入力指示に関する内部規程及び市民病院における医療クランクへの医師による代行入力指示に関する内部規程に係る運用細則（ともに平成23年9月26日付け大崎病医第262号）の規定を遵守すること。
- カ 業務上不明な事項が生じた場合は、責任者又は指揮命令者、所属職員の指示を受け、業務を実施すること。

## 1.7 出張等

### （1）出張命令及び手続き

派遣先責任者は必要に応じ、派遣労働者に対し出張を命じることができる。責任者は派遣労働者に出張を命じた場合、受注者に対し出張に関する事項を通知する。

### （2）出張旅費

大崎市職員等の旅費に関する条例（平成18年大崎市条例第69号）、大崎市職員等の旅費支給規則（平成18年大崎市規則第59号）等に基づき支給する。

### （3）移動時間の取扱い

出張時の移動は、当該移動時間を勤務したものとみなす。ただし、勤務時間外であった場合はこの限りでない。

### （4）出張旅費以外の出張経費

出張旅費以外の、派遣先責任者が命じた出張において発生した出張経費については、発注者及び受注者との協議のもと、負担を決定する。

### （5）院内研修等

派遣先責任者は必要に応じ、派遣労働者を院内等で行う研修に参加させることができる。その研修参加時間については、就業時間とみなす。なお、当該研修において生じた派遣労働者分に相当する経費については、必要に応じ、発注者及び受注者との協議のもと、負担を決定する。

## 1.8 入札単価及び支払方法等

### (1) 入札単価

本件に係る入札については、派遣労働者1人1時間あたりの単価の額（消費税及び地方消費税の額を含まないものであって、1円未満の額を除いたものとする。）によるものとする。ただし、時間外勤務、深夜勤務、休日勤務それぞれに係る派遣労働者1人1時間あたりの単価については、次号の規定により別途積算し、定めるものとする。

### (2) 時間外勤務、深夜勤務、休日勤務に係る派遣労働者1人1時間あたりの単価

時間外勤務、深夜勤務、休日勤務それぞれに係る派遣労働者1人1時間あたりの単価については、前号に規定する派遣労働者1人1時間あたりの単価の額に対し、当該単価に次の表に掲げる時間外勤務、深夜勤務、休日勤務の区分に応じたそれぞれの割増率の率を乗じて得た額を加算して得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額）をもって、それぞれ当該勤務に係る単価の額とする。

区分	割増率
時間外勤務	2割5分
深夜勤務	2割5分
休日勤務	3割5分

### (3) 請求に当たっての締切日 毎月末日とする。

### (4) 請求書の提出期限

受注者は、前号に規定する締切日までにおける業務の履行（既に発注者に対して請求が完了している分を除く。）に係る請求書を提出するに当たっては、前号に規定する締切日同日の日付とした請求書を翌月10日までに発注者に到着するようにしなければならない。ただし、その日が祝休日に当たる場合は、直前の祝休日以外の日をもって当該日とする。

### (5) 支払方法及び支払日並びに遅延利息

発注者は、請求書を受領した日の属する当該月の末日までに、受注者の指定する金融機関口座に対し銀行振込の方法をもって支払うものとする。当該銀行振込に係る手数料は発注者の負担とし、その支払に遅延が生じた場合においては、遅延した額及び期間に応じた遅延利息を支払うものとする。なお、遅延利息については政府の定める率によるものとする。

## 19 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年大崎市規則第39号。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 大崎市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

(4) なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 20 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者の間で協議の上決定するものとする。

大崎市民病院救命救急センター症例台帳様式

大崎市民病院救命救急センター症例台帳									
受診日	<input type="text"/>	時刻	<input type="text"/>	受診経路	<input type="text"/>	救急隊名	<input type="text"/>	紹介機関	<input type="text"/>
ID	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>	年齢	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>	生年月日	<input type="text"/>
診断名フリー入力		主診断カテゴリ		外傷部位 <small>(主外傷より記載)</small>		入院日		退院日	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		入院時診療科		入院病棟	
<input type="text"/>		他診断カテゴリ		<input type="text"/>		診療科 <small>(転科後)</small>		転棟先病棟	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		主治医		<input type="text"/>	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		救命救急センター入室日		<input type="text"/>	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		救命救急センター退室日		<input type="text"/>	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		救命救急センター滞在日数		在院日数	
外来転帰		<input type="radio"/> 入院 <input type="radio"/> 帰宅 <input type="radio"/> 転院 <input type="radio"/> 死亡		救命救急センター転帰 <small>(救命救急センター入院患者のみ)</small>		<input type="radio"/> 退院 <input type="radio"/> 転棟 <input type="radio"/> 転院 <input type="radio"/> 死亡			
救急科 入院転帰 <small>(救急科入院のみ)</small>		<input type="radio"/> 退院 <input type="radio"/> 転院 <input type="radio"/> 転科 <input type="radio"/> 死亡		最終転帰 <small>(入院患者すべて)</small>		<input type="radio"/> 退院 <input type="radio"/> 転院 <input type="radio"/> 死亡		死因	
		<input type="radio"/> 治癒 <input type="radio"/> 軽快 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 増悪 <input type="radio"/> 死亡		転院先		転院方法		<input type="text"/>	
スコア	SOFA <input type="text"/>	APACHE II <input type="text"/>	AIS <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> AIS	<input type="checkbox"/> 多発外傷 AIS≥3が2部位以上	ISS <input type="text"/>	DIC <input type="text"/>	DIC <input type="checkbox"/>	最大score <input type="text"/>
予後 <small>入院のみ</small>	28日目予後	<input type="text"/>	GOS(CPA蘇生後、重症頭部外傷、重症脳障害患者のみ)		<input type="radio"/> GR <input type="radio"/> MD <input type="radio"/> SD <input type="radio"/> VS <input type="radio"/> D				
手術	<input type="checkbox"/> あり	手術担当科	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 緊急手術	<input type="checkbox"/> 救急外来手術	<input type="checkbox"/> 救命救急センター手術	施行回数	<input type="text"/>	
傷病別 分類	CPA(来院後は急変時のみ記載)		<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> Ai	ショック分類		<input type="text"/>		
	熱傷	II度 <input type="text"/>	III度 <input type="text"/>	TBSA <input type="text"/>	BI <input type="text"/>	PBI <input type="text"/>	Artz基準	<input type="text"/>	
	部位	<input type="text"/>		<input type="text"/>		担当科		<input type="checkbox"/> 皮膚科 <input type="checkbox"/> 形成外科	
	中毒	<input type="text"/>		( <input type="text"/> )		処置	<input type="checkbox"/> 活性炭・下剤 <input type="checkbox"/> 汚染創への創傷処置 <input type="checkbox"/> 胃洗浄 <input type="checkbox"/>		
手技 処置	ライン	<input type="checkbox"/> Aライン <input type="checkbox"/> CV		循環モニター		<input type="checkbox"/> EV1000 <input type="checkbox"/> FlowTrack <input type="checkbox"/> その他...			
	気道・呼吸	<input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> Airway Scope		<input type="checkbox"/> 輪状甲状間膜穿刺・切開		<input type="checkbox"/> トラヘルパー <input type="checkbox"/> ECMO			
		<input type="checkbox"/> 再挿管 <input type="checkbox"/> 気管支鏡		<input type="checkbox"/> 気管切開		<input type="checkbox"/> 胸腔ドレーン <input type="checkbox"/> その他...			
	人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器		初回のみ記載 開始 <input type="text"/>		終了 <input type="text"/>		期間 <input type="text"/>	
		<input type="checkbox"/> NPPV		呼吸		<input type="checkbox"/> APRV <input type="checkbox"/> オキシ		<input type="checkbox"/> ステロイド(ARDS)	
				特殊管理		<input type="checkbox"/> 腹臥位 <input type="checkbox"/> エアスポール <input type="checkbox"/> その他...			
	脳・神経	<input type="checkbox"/> 開頭手術		<input type="checkbox"/> 緊急穿頭(救急外来)		<input type="checkbox"/> 低体温療法		<input type="checkbox"/> 腰椎穿刺	
		<input type="checkbox"/> tPA		<input type="checkbox"/> 脳液		<input type="checkbox"/> ABR <input type="checkbox"/> ICP		<input type="checkbox"/> その他...	
	心・血管	<input type="checkbox"/> PCPS <input type="checkbox"/> 除細動		<input type="checkbox"/> 経皮ペーシング		<input type="checkbox"/> 心嚢穿刺・開窓		<input type="checkbox"/> 深部静脈血栓症(合併症)	
		<input type="checkbox"/> IVCフィルター		<input type="checkbox"/> IABP		<input type="checkbox"/> 同期通電		<input type="checkbox"/> 頸静脈ペーシング	
	<input type="checkbox"/> 緊急心臓カテーテル検査		<input type="checkbox"/> 肺血栓塞栓症(合併症)						
消化器	<input type="checkbox"/> 緊急内視鏡		<input type="checkbox"/> 内視鏡		<input type="checkbox"/> PEG		<input type="checkbox"/> 異物除去		
	<input type="checkbox"/> イレウスチューブ		<input type="checkbox"/> S-Bチューブ		<input type="checkbox"/> 腹腔穿刺		<input type="checkbox"/> その他...		
外傷手技	<input type="checkbox"/> 緊急IVR		<input type="checkbox"/> 骨折整復・牽引・固定		<input type="checkbox"/> ERT <input type="checkbox"/> DPL		<input type="checkbox"/> 膀胱内圧測定		
	<input type="checkbox"/> 減張(筋膜)切開		<input type="checkbox"/> その他...						
	<input type="checkbox"/> IABO		<input type="checkbox"/> ERL <input type="checkbox"/> ACS		<input type="checkbox"/> 筋区画内圧測定		<input type="checkbox"/> ステロイド(脊損)		
TAE	<input type="checkbox"/> 肝 <input type="checkbox"/> 腎 <input type="checkbox"/> 脾		<input type="checkbox"/> 腸間膜 <input type="checkbox"/> 内腸骨		<input type="checkbox"/> 外腸骨 <input type="checkbox"/> 腰 <input type="checkbox"/> 肋間		<input type="checkbox"/> 気管支 <input type="checkbox"/> その他...		
	TAE回数		<input type="text"/>						
	<input type="checkbox"/> アンギオ(血管造影)		輸血 <small>(放射線科監施行のみ)</small>		<input type="checkbox"/> RBC <input type="checkbox"/> FFP <input type="checkbox"/> Pit		RBC単位 <input type="text"/>		
	RBC単位 <input type="text"/>		FFP単位 <input type="text"/>		Pit単位 <input type="text"/>				
感染・sepsis	<input type="checkbox"/> severe sepsis		<input type="checkbox"/> 血液培養陽性		<input type="checkbox"/> 抗MRSA薬		<input type="checkbox"/> 免疫グロブリン		
	<input type="checkbox"/> septic shock		<input type="checkbox"/> CDトキシン陽性		<input type="checkbox"/> 抗真菌薬		<input type="checkbox"/> その他...		
	特殊感染症		<input type="checkbox"/> 破傷風		<input type="checkbox"/> 壊死性筋膜炎		<input type="checkbox"/> ガス壊疽		
	<input type="checkbox"/> その他...								
DIC	<input type="checkbox"/> アロデート <input type="checkbox"/> フサン		<input type="checkbox"/> ATⅢ <input type="checkbox"/> リコモジュリン		<input type="checkbox"/> ミラクリッド		<input type="checkbox"/> その他...		
血液浄化	<input type="checkbox"/> HD(CRF除く)		<input type="checkbox"/> CHDF <input type="checkbox"/> PMMA		<input type="checkbox"/> sepxiris <input type="checkbox"/> PMX		血漿交換		
	初回のみ記載 開始 <input type="text"/>		終了 <input type="text"/>		期間 <input type="text"/>				
備考	<input type="text"/>								



別紙 2

配置時間数及び人員体制 2 (通常勤務・深夜勤務別)

配置時間		人数	総日数	時間 (日)	通常勤務 深夜勤務	総時間数	総時間数 (通常勤 務・深夜勤務別)
月曜日～金曜日	午前8時～午後5時	1 人	261日	8時間	通常勤務	7,307時間	通常勤務時間
	午後5時～午後12時	1 人		4時間	通常勤務		5,220時間
				2時間	深夜勤務		深夜勤務時間
	午後5時～翌日午前8時	1 人		8時間	通常勤務		2,087時間
				6時間	深夜勤務		
	午前0時～午前8時	1 人		3時間	通常勤務		
4時間			深夜勤務				
土曜日 日曜日 (第1・3・5週)	午前8時～午後5時	2 人	80日	8時間	通常勤務	2,880時間	通常勤務時間
	午後5時～午後12時	1 人		4時間	通常勤務		2,240時間
				2時間	深夜勤務		深夜勤務時間
	午後5時～翌日午前8時	1 人		8時間	通常勤務		640時間
				6時間	深夜勤務		
日曜日 (第2・4週)	午前8時～午後5時	2 人	24日	8時間	通常勤務	720時間	通常勤務時間
	午後5時～翌日午前8時	1 人		8時間	通常勤務		576時間
				6時間	深夜勤務		深夜勤務時間
症例台帳登録業務 (祝休日を除く月曜 日, 水曜日, 金曜日)	午前10時～午後5時	1 人	145日	8時間	通常勤務	870時間	通常勤務時間 870時間

通常勤務時間	8,906時間
深夜勤務時間	2,871時間
計	11,777時間

**参考明細書**

配置期間：令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで 総日数365日

配置時間		人数	時間 (日)	通常勤務 深夜勤務	総日数	総時間数	総時間数 (通常勤務・深夜勤務別)
月曜日～金曜日	午前8時～午後5時	1人	8時間	通常勤務	261日	7,307時間	通常勤務時間
	午後5時～午後12時	1人	4時間	通常勤務			5,220時間
			2時間	深夜勤務			深夜勤務時間
	午後5時～翌日午前8時	1人	8時間	通常勤務			2,087時間
			6時間	深夜勤務			
	午前0時～午前8時	1人	3時間	通常勤務			
4時間			深夜勤務				
土曜日 日曜日 (第1・3・5週)	午前8時～午後5時	2人	8時間	通常勤務	80日	2,880時間	通常勤務時間
	午後5時～午後12時	1人	4時間	通常勤務			2,240時間
			2時間	深夜勤務			深夜勤務時間
	午後5時～翌日午前8時	1人	8時間	通常勤務			640時間
			6時間	深夜勤務			
	日曜日 (第2・4週)	1人	8時間	通常勤務			576時間
6時間			深夜勤務	144時間			
症例台帳登録業務 (祝休日を除く月曜日、水曜日、金曜日)	午前10時～午後5時	1人	6時間	通常勤務	145日	870時間	通常勤務時間 870時間
計					365日	11,777時間	

	総時間【A】	単価(円)【B】	【A】×【B】
通常勤務時間	8,906時間		
深夜勤務時間	2,871時間		
通常時間外勤務時間	76時間		
深夜時間外勤務時間	14時間		
※時間外見込時間は、過去1年間の実績より積算		小計	
		消費税	
		税込計	